

支部活動における旅費等に関する運用規則

(趣旨)

第1条 本規則は、東京都行政書士会立川支部細則第31条の規定に基づき、支部役員又は支部会員が支部活動を行う事により発生する旅費等の支給の基準を示すものである。

(活動の範囲)

第2条 支部役員又は支部会員が、支部に係わる事業又は活動に参加する場合は、旅費等を支給する。但し、支部以外から、旅費又はこれに準ずる費用が支給される時は支給しない。

- 2 前項に定める支部に係わる事業又は活動には、支部活動に係る各種会議への出席、支部事業推進準備のために行う執務又は支部長の命令に基づく活動を含む。

(支給の範囲)

第3条 支部の事業又は活動に係る旅費等の支払いは次のとおりとする。

- (1) 活動時間が5時間以内の場合は1回につき3千円とする。
 - (2) 活動時間が5時間を超える場合は1回につき5千円とする。
 - (3) 活動時間が5時間を超え、且つ食事料を必要とするときは、1千円を支給する。
 - (4) 前3号のほか、活動内容及び活動時間においては、支部長及び副支部長又は各部長の判断に基づくものとする。
- 2 本条に定めのない活動旅費に係る事項については、役員会においてその都度決定する。

(活動範囲の特例)

第4条 支部の事業又は活動として行う講習会及び研修会又は講演会などに、支部長から派遣命令を受けて行う講師・教導等を行う場合の活動費は、前条の適用を除外し、以下の旅費日当とする。

- (1) 講義時間が3時間以内の場合は1回につき2万円とする。
- (2) 講義時間が3時間を超える場合は1回につき3万円とする。
- (3) 前各号に拘わらず支部会員のみを対象とした講習会及び研修会又は講演会などの場合は、一律1万円とする。

- 2 講習会及び研修会又は講演会などの資料作成や印刷等の経費については、1 万円を限度として、支部がその実費を負担する。

(請求の手続)

第5条 支部活動における旅費等を請求する場合、事業担当部長又は支部長は、所定の書式に必要事項を記入し、記名・押印の上、経理担当者に提出しなければならない。

(規則の改廃)

第6条 本規則の改廃は、支部役員会において行うものとする。

附則 この規則は、平成24年3月31日から施行する。